

## 1 本校の教育方針

本校は、校訓「人を愛し、ひとに愛される人間」の育成を教育の基本に、教育理念として「自らを学び、失敗から学び、自然の本質から学ぶ」を掲げ、いつの世も変わることのない本質的なことを常に追究し、複雑多様化した現代社会をたくましく生き抜くことのできる生徒を育成することを教育目標の一つとしており、その目標達成に向け、人権教育に重点を置いて取り組んでいる。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識の下、いじめ防止基本方針を策定する。

## 2 いじめに対する基本姿勢

(1) 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つ。

「弱い者いじめは人間として絶対に許されない」との指導を、すべての教育活動のなかで、毅然とした態度で行う。また、すべての教職員がいじめの問題の重要性を正しく認識し、「いじめは卑怯で憎むべき行為である」といった、いじめを許さない豊かな情操と道徳心、人権尊重の精神、対人交流能力を育成する。

(2) 「いじめは、どの生徒にも起こりうる」という危機意識を持つ。

一般にいじめの状況が酷くなればなるほど、いじめは発覚されにくくなる。生徒が発する危険信号を日頃から見逃さないよう、丁寧に生徒理解をすすめる、いじめの早期発見に努めたい。また、生徒が気軽に悩みを教職員に打ち明けることができるカウンセリングを含む教育相談体制を構築する。

(3) 「いじめられている生徒を最後まで守り抜く」という信念を持つ。

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭・地域・児童相談所・警察等その他関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して取り組む。特に、保護者等との信頼関係は、いじめの問題の解決に不可欠であり、必要に応じて緊密な連携協力を図る。

(4) 「いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している」ので、家庭・保護者等との連携を十分に行う。

いじめの問題の解決のために家庭・保護者等が極めて重要な役割を担っていることから、保護者等の理解と協力を得て、十分に連携して取り組むことが重要である。また、保護者等に

対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、必要に応じて保護者等に協力を要請する。

### 3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

#### (1) 日常の指導體制

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される中核となる常設の校内組織を設置する。

構成員は、校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、生徒指導部教職員を中心に、養護教諭、スクールカウンセラー、人権・同和教育委員長、学級担任等とする。

なお、構成員は実態等に応じて柔軟に編成し、対応することも考える。

具体的役割として、次のことを行う。

- ・いじめ防止基本方針にもとづく指導計画の企画と実施、検証、修正(PDCAサイクル)
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの防止啓発の校内研修の企画
- ・いじめの未然防止
- ・関係機関との連携
- ・組織的ないじめ対応の中核
- ・関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、及び保護者等との連携等対応方針の決定
- ・重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるのかの判定
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- ・当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

また、いじめは複雑化、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の発する小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないため、「早期発見のためのチェックポイント」を別に定める。

#### 別紙1 チェックポイント

#### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、生徒の自己有用感や自己肯定感を育む取組、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、「年間指導計画」を別に定める。

#### 別紙2 年間指導計画

### (3) ネット上のいじめへの対応

生徒のインターネットや携帯電話等の利用における禁止行為について、「生徒心得」に定めるとともに、著しく個人または学校の名誉・品位を傷つけると判断された場合は、所定の手続きを経て、指導または懲戒の対象とする。

#### 別紙3 生徒心得(抜粋)

また、個人情報や、誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラル教育や指導を継続して行う。保護者等に対しても、具体的な実態をもとに保護者等の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。

### (4) 緊急時の組織的対応

いじめ事案の発生時は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行うとともに、迅速にいじめの解決に向けた「組織的対応」を別に定める。

#### 別紙4 緊急時の組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条に基づいて次の通り定義する。

一 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(生徒が自殺を企図した場合等)。

二 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、適切に調査に着手する)。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、学校を所轄する福岡県知事に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

令和6年4月1日